

公立大学法人奈良県立大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十七号

公立大学法人奈良県立大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例

公立大学法人奈良県立大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十七年三月奈良県条例第六十八号）第一条の規定による廃止前の奈良県立大学設置条例（平成元年十二月奈良県条例第八号）第一条に規定する奈良県立大学とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。